

入札要項

一 関 市

入札希望者は、市有財産売却公告、本要項及び売買契約書様式（財政課備付）を熟読の上、入札してください。なお、土地の利用について条件を付していますので必ず確認してください。

1 一般競争入札に付する事項

所在地	地番	地目	実測面積	最低売却価格
(土 地) 一関市青葉二丁目	18番 1	雑種地	1,802.03㎡	6,050万円
(土 地) 一関市青葉二丁目	18番 2	雑種地	54.03㎡	

※ 2筆を一括して売却します。

※ 最低売却価格以上で一番高い価格で入札された方を落札者とします。

- ・ 都市計画法上の用途地域：商業地域（建ぺい率 80%、容積率 400%）
- ・ 接面道路状況：南東側 幅員約 8.5m（市道）、北東側 幅員約 4.5m（市道）
- ・ 主な交通条件：JR 東北本線 一ノ関駅の北西方約 1.4 km
- ・ 供給処理施設等：上水道供給区域内、公共下水道処理区域内（公共ます設置済）

2 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することはできません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかの行為があったときから2年を経過していない者、また、その者を代理人等として使用する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する者
- (4) 市税を滞納している者

3 土地の利用条件

- (1) 高さが13mを超え、または延べ面積が1,000㎡を超える建築物を建設する場合、外観の色彩を含め、周辺住民への説明や意見交換を十分に行ったうえで建設すること。
- (2) 建物を建設する場合（住宅地等で分譲する場合を含む）、土地の引き渡しから3

年以内に事業着手すること。

- (3) 住宅地等で分譲する場合を除き、土地を引き渡した日から10年間は、一関市の承認を得ずに土地の所有権を移転しないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する用途は建設禁止とすること。
- (5) 墓地・霊園、宗教施設（葬祭場を除く）など、その他近隣・周辺環境との調整が困難と想定される事業の用途では使用しないこと。
- (6) 土地の利活用に着手するまでの間は、周辺環境に配慮した土地の管理を行うこと。
- (7) 下記のとおり賃借権が設定されているため、土地の引渡し後、すみやかに相手方と賃貸借契約を締結すること。

① 楽天モバイル株式会社

携帯基地局敷地 2.25㎡

② 東北電力ネットワーク株式会社一関電力センター

電力供給のための電力柱等の設置敷地 本柱1本、支柱1本、支線2本

4 入札参加申込

- (1) 必要書類 ①入札参加申請書（様式第1号）
②入札保証金納入書
③入札保証金払戻請求書
- (2) 受付期間 令和8年7月1日（水）から令和8年10月30日（金）まで ※必着
- (3) 申込方法 必要書類をそろえて、一関市役所総務部財政課管財係まで持参または郵送してください。確認後、納入通知書等を交付します。

5 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年11月9日（月）午前10時00分
※30分前から受付開始、10分前受付締切
- (2) 場所 一関市役所 本庁舎 2階大会議室A

6 入札保証金

- (1) 当該一般競争入札に参加しようとする者は、市から交付された納入通知書で、入札日までに入札金額の100分の3以上の額を納付してください。
- (2) 4(2)の受付期間を過ぎてからの入札保証金の増額は認めません。
- (3) 入札に参加しなかった場合や落札者以外の入札保証金は、指定の銀行口座へ返還いたします。
- (4) 落札者の入札保証金は、契約保証金の納付後に返還します。但し、落札者の申し出により契約保証金に充当することができます。
- (5) 入札保証金及び契約保証金には利息は付けません。
- (6) 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約を締結しないときは、落札金額に対

して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を乗じて得た額の遅延料を納付して、履行期限を延長することができます。但し、延長日数が7日を越えたときは落札を無効とし、この場合における入札保証金は市に帰属します。

7 入札等

- (1) 入札会当日は入札保証金の領収書（原本）を持参してください。紛失等で納入を確認できない場合、入札に参加することはできません。
- (2) 入札参加者は代理人をして入札させるときは、その委任状（様式第2号）を持参させ、入札前に提出してください。
- (3) 入札は、指定した様式を用いた入札書（様式第3号）に入札者の住所氏名を記入の上、押印し投函することとする。代理人による入札の場合は、本人（委任者）の住所氏名を記入するほか、代理人の住所氏名を記入の上、押印し投函することとする。
- (4) 郵便による入札は、認めません。
- (5) 開札は、入札者の面前で行うこととします。
- (6) 落札者の決定は、最低売却価格（予定価格）以上の価格をもって入札をした者のうち最高の価格をもって、入札をした者を落札者とします。
- (7) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。
- (8) 同一の入札において、2人以上の代理人となることはできません。
- (9) 同一の入札において、1人で2通以上の入札はできません。

8 入札の無効

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 指定した入札様式を用いない入札
- (4) 入札者（代理人にあっては、代理人）の記名押印をしていない入札
- (5) 誤字・脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について1人で2通以上行った入札
- (9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (10) 郵便、電報又は電話による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者

落札者となったときは、速やかに下記の書類を一関市役所総務部財政課へ提出してください。

- (1) 個人の場合
 - ①住民票抄本（発行後3か月以内のもの）
 - ②印鑑登録証明書（同上）
 - ③市税の納税証明書（入札日以降に発行されたもの）
- (2) 法人の場合
 - ①商業登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）
 - ②印鑑証明書（同上）
 - ③市税の納税証明書（入札日以降に発行されたもの）

10 落札者の書類審査

9で提出いただいた書類を確認のうえ、落札者が2の入札参加資格を満たしている場合に落札決定とし、落札通知書を送付します。なお、2の入札参加資格を満たしていない場合、落札者が9の書類を提出しない場合又は市長が行う落札者の入札参加資格を確認するための指示に従わない場合は、当該落札者が行った入札を無効とし、次順位の方を落札者として同様の審査を行います。

11 契約保証金に関する事項

契約に際しては、契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納付していただきます。

12 その他注意事項

- (1) 現地説明会は行いませんので、事前に必ず現地で物件を確認してください。
- (2) 落札者は、落札によって得た権利を第三者に譲渡することはできません。
- (3) 契約は、落札決定の日から7日以内に締結していただきます。
- (4) 代金は、契約締結の日から1か月以内に納付していただきます。
- (5) 入札参加者が連合し、または不穏の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合があります。
- (6) 本要項に定めない事項は、他の関係法令並びに一関市財務規則の定めるところによる。